

訪問看護重要事項説明書

当事業所が提供する指定訪問看護・リハビリテーション（看護の一環として行うものとする）内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者の概要

事業者名	社会福祉法人 ^{恩賜} 財団 _{財団} 済生会支部静岡県済生会 静岡済生会訪問看護ステーションおしか
所在地 電話番号・FAX 番号 サテライト	〒422-8527 静岡市駿河区小鹿1丁目1番1号 TEL：054-289-5100 FAX：054-289-5101 サテライトみかど台
所在地 電話番号・FAX 番号	〒424-0066 静岡市清水区七ツ新屋2丁目4番20号 TEL：054-347-3000 FAX：054-347-3008
代表者	鈴木 みどり
事業所番号	(介護保険) 2264190055 (医療保険) 4190055
サービスを提供する 通常の実施地域	静岡市内 旧六ヶ町村（井川、梅ヶ島、大河内、玉川、大川、清沢）を除く

2. 職員の概要

2025.6.1 現在

種類	職員数	勤務体制
管理者（看護師）	1人	常勤
看護師	18人	常勤（8人）非常勤（10人）
理学療法士	4人	常勤（2人）非常勤（2人）
作業療法士	2人	常勤（1人）非常勤（1人）
言語聴覚士	0人	非常勤（0人）
事務員	4人	常勤（2人）非常勤（2人）

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 *土、日、祝祭日及び12月29日～1月3日までを除く
営業時間	月曜日から金曜日 8:30～17:00

4. 訪問看護・リハビリテーションとは（以下訪問看護とする）看護師や理学療法士等が居宅に訪問し、疾病や障害のために支援を必要とされている方に看護やリハビリテーションを提供いたします。主治医の指示やケアマネージャーのケアプランに沿って看護やリハビリテーションの計画を立て、その他のサービス事業者と連携しながらサービスを提供します。

5. サービス内容

- ・ 病状、障害の観察、健康管理・医師の指示による医療処置、リハビリテーション
- ・ カテーテル等医療機器の管理 ・療養上のお世話
- ・ 療養、看護、介護の相談 ・ターミナルケア
- ・ 保健・福祉・介護サービス等の活用支援と連携・家族等介護者の支援

6. 申し込みの方法

- ・ 直接訪問看護ステーションに申し込まれるか、主治医、介護支援専門員にご相談ください。
- ・ 訪問看護をご利用される場合は主治医の指示書が必要です。主治医から訪問看護ステーションに指示書が発行され、実施されます。

* 契約 申し込み頂き、主治医の許可が出されたら契約書を交わします。

7. 利用料金など

保険	介護保険による訪問看護		医療保険（後期高齢者医療確保法、健康保険）による訪問看護	
利用者	介護保険の要介護認定を受け 主治医の訪問看護の指示書がある方		①介護保険の対象でない（非該当）の方 ②介護保険の利用者の内、厚生大臣が定めた疾患や状態の方 （癌末期、急性増悪期など）医師の特別指示のある方	
利用料金		予防(単位)	介護(単位)	訪問看護基本療養費Ⅰ 週3日まで 5,550円
	20分未満	303	314	訪問看護基本療養費Ⅰ 週4日目以降 6,550円
	30分未満	451	471	訪問看護基本療養費Ⅰ（理学療法士等）週4日目以降 5,550円
	30分以上1時間未満	794	823	訪問看護基本療養費Ⅱ 居宅系施設・同一建物訪問
	1時間以上90分未満	1,090	1,128	同一日2人 週3日まで1日5,550円 週4日目以降 6,550円
	リハビリ 1回/日	284	294	同一日3人以上 週3日まで1日2,780円 週4日目以降 3,280円
	2回/日	568	588	訪問看護基本療養費Ⅲ（外泊時に訪問） 8,500円
	3回/日	426	795	
	早朝25%加算（午前6時から8時）		機能強化型訪問看護管理療養費Ⅲ 月1日目 8,700円	
	夜間25%加算（午後6時から10時）		・安全に訪問看護を行うため実施に関する計画的な管理を継続して行う基準を満たしている	
	深夜50%加算（午後10時から午前6時）		月2日目以降 3,000円	
			24時間対応体制加算 月1回 6,800円	
			夜間・早朝訪問看護加算	
			（6時～8時・18時～22時） 日1回 2,100円	
		深夜訪問看護加算（22時～6時） 日1回 4,200円		
		特別管理加算（特別な管理が必要とする利用者）月1回 2,500円		
		特別管理加算（重症度の高い者） 月1回 5,000円		
		緊急時訪問看護加算 15回目以降2,000円 日1回 2,650円		
		難病等複数訪問加算 2回目 4,500円		
		難病等複数訪問加算 3回目以上 8,000円		
		退院時支援指導加算 6,000円		
		退院時支援指導加算（長時間の療養上の指導） 8,400円		
		退院時共同指導加算 8,000円		
		特別管理指導加算 2,000円		
		在宅患者連携指導加算 月1回 3,000円		
		在宅患者緊急時カンファレンス加算 月2回まで 2,000円		
		長時間訪問看護加算 週1日 5,200円		
		（15才未満超重症児・準超重症児に限り 週3日まで）		
		複数名訪問看護加算（看護師・理学療法士） 週1回 4,500円		
		複数名訪問看護加算（看護師等又は看護補助者） 週3日まで 3,000円		
		複数名訪問看護加算		
		（別に厚生大臣が定める場合に限る利用者と特別訪問看護指示書中の利用者）		
		（1）1日1回：3,000円 （2）1日2回：6,000円 （3）1日3回以上：10,000円		
		乳幼児加算（6歳未満の乳児） 日1回 1,300円		
		（厚生労働大臣が定める者） 日1回 1,800円		
		訪問看護情報提供療養費1・2・3 1,500円		
		看護・介護職員連携強化加算 月1回 2,500円		
		訪問看護ターミナルケア療養費1 25,000円		
		・退院日の退院支援指導日を含め死亡日前14日以内に2回以上訪問している		
		訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） 月1回 780円		
		訪問看護医療DX情報活用加算 月1回 50円		
緊急時訪問看護加算 600単位/月 （有・無）				
特別管理加算 I 500単位/月 II 250単位/月				
看護体制強化加算 I 550単位/月				
サービス提供体制強化加算 6単位/回				
初回加算 I 350単位/回 II 300単位/回				
長時間訪問看護加算 300単位/回				
退院時共同指導加算 600単位				
複数名訪問加算（看護師等の訪問）				
30分未満 254単位/回				
30分以上 402単位/回				
複数名訪問加算（看護補助者との訪問）				
30分未満 201単位/回				
30分以上 317単位/回				
看護・介護職員連携強化加算 250単位/月				
ターミナルケア加算 2500単位				
在宅で死亡された方に対して終末期の看護を行った場合（死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合）				

その他の料金（自費）

【交通費】 介護保険・・・無料、但し、旧六ヶ町村は実費

医療保険・・・ステーションからの距離 2Km 未満 無料、2Km 以上 275 円（税込）1 回
5Km 以上 550 円（税込）1 回、10Km 以上実費 1 回

【死亡後の処置】。

13,200 円 +（早朝夜間 25%深夜 50%加算）+ 交通費 *管等抜去した場合は 6,600 円

【キャンセル料】

利用者の都合により、キャンセルされる場合は至急、当事業所にご連絡下さい。

当日の午前 8 時 40 分までにご連絡なかった場合は基本料金の 50%を自費負担して頂きます。

【その他の訪問に関する料金】

保険適用外の訪問看護 30 分毎 4,500 円

医療保険の休日に計画外に訪問看護を行った場合の加算料金 1 回 2,000 円

【材料】 保険適応外の衛生材料を使用した場合は負担して頂きます。

※ 料金の支払方法・・・ご指定の口座により振替させて頂き、支払い確認後領収書を発行します。

※ 各種保険の他、公費負担医療の方はご相談下さい。

8. 緊急時の対応

訪問看護・訪問リハビリの提供中に利用者に病状の変化があった場合は速やかに
緊急時連絡先の医師または指定された連絡先に連絡します。

緊 急 時 連 絡 先	
所属医療機関	病院 医院
担当医及び 連絡先	科 医師 電話（ ） 携帯電話
緊急時連絡先	氏名 電話（ ）
	続柄（ ） 携帯電話
	氏名 電話（ ）
	続柄（ ） 携帯電話

9. 契約の終了

① 利用者の都合で終了する場合

利用者は 7 日間の予告期間をおいて事業者申し出るにより、いつでもこの契約を解約することができます。

ただし、次の理由に該当する場合はただちにこの契約を解約することができる。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- (2) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行なった場合。

② 事業所の都合で終了する場合

事業所はやむを得ない事情がある場合、利用者に対し、1 ヶ月間の予告期間をおいて理由を示す事により、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者が事業所に支払うサービス利用料金を 1 ヶ月以上滞納し、期限を定めて催促したにも関わらず、30 日以内に利用料の支払いがない時。
- (2) 利用者またはその家族がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行なったと認める時。
- (3) 利用者または家族が正当な理由なく、故意に訪問看護・訪問リハビリの指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合。

③ 次の理由に該当する場合、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設や医療機関に入所または入院し、3ヵ月以上に及んだ場合または遠隔地に転出した場合。

(2) 利用者が死亡した場合。

10. 苦情相談の窓口

1. 担当窓口 訪問看護ステーションおしか 所長 鈴木 みどり
電話 054-289-5100

2. _____ 居宅介護支援事業所
担当ケアマネージャー： _____

* この他、市町村や国民健康保険連合会窓口に苦情を申し立てる事ができます。

(静岡市 介護保険課 054-221-1377) (静岡県国民健康保険団体連合会 054-253-5541)

11. 災害発生時等の対応

次の各号の1つに該当するときは、訪問看護の提供は行いません。

① 気象庁から気象または地震、津波に関する警報が発令された時。

② 気象庁から東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された時。

③ 交通機関等の遮断及び危険な状況と判断した時。

④ 当事業所が災害に遭い、訪問看護、リハビリの提供ができない時。

⑤ 看護・リハビリ職員が災害に遭い、訪問看護、リハビリの提供が困難になった時。

発災時等危険と判断されるような状況の時はすみやかに退去させて頂く事があります。

12. 身分証明書の提示

看護・リハビリ職員は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合は提示を求めて下さい。

年 月 日

(事業所)

訪問看護・事業所の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡市駿河区小鹿1丁目1番1号

名称 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部静岡県済生会

静岡済生会訪問看護ステーション おしか
所長 鈴木 みどり

(説明者) _____

(利用者) _____

この説明書により、訪問看護に関する重要事項の説明を受け承諾しました。

* 消えるボールペン・修正液は使用しないで下さい

住所 _____

利用者 _____

(代理人)

住所 _____

代理人 _____

続柄 利用者との関係 ()